

## 和歌山県

# 介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（備品等購入支援）のご案内

和歌山県では、物価高騰の影響がある中でも、介護サービス事業所・介護施設等が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる備品等の購入費を支援します。

### 対象事業所 及び 補助上限額

- 介護事業所・施設 1事業所あたり20万円
- 訪問介護 20万円～50万円※訪問回数により区分
- 通所介護 20万円～40万円※利用者数により区分
- 施設系 定員1人あたり6千円

※補助金の基準単価は対象施設・事業所の種別等により異なりますので、詳しくは裏面をご確認ください。

### 対象 経費

①気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するために必要な費用

（例）燃料費、ネッククーラー、熱中症対策ウオッチ、光熱水費、業務用スポットクーラー、ホットカーペット等

②災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備する費用

（例）飲料水、ポータブル発電機、衛生用品、簡易浄水器等

### 交付申請書受付期間

【必着】

令和8年 5月7日(木) ～ 6月30日(火)

申請方法：メールまたは郵送

※メールでの提出を推奨します

※申請は法人単位になります

### 補助金申請～支払いまでの流れ



【詳細は別添県通知文及び県ホームページをご確認ください。】

URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00222048.html>

### 問合せ・申請書提出先

和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金事務局

コールセンター 073-494-7450（受付時間 9:00～17:00）

※土日祝日を除く

## ●補助対象施設・事業所及び基準単価

(単位：千円)

補助対象施設・事業所の種別		基準単価 (1事業所又は1定員あたり)
		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応 (2) 災害備蓄等への対応
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所)
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上
5	訪問入浴介護事業所	200 /事業所
6	訪問看護事業所	200 /事業所
7	訪問リハビリテーション事業所	200 /事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下
10		1月あたり延べ利用者数601人以上
11	通所リハビリテーション事業所	200 /事業所
12	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	200 /事業所
13	福祉用具貸与事業所	200 /事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200 /事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所	200 /事業所
16	地域密着型通所介護事業所	200 /事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	200 /事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200 /事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200 /事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	200 /事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200 /事業所
22	居宅介護支援事業所	200 /事業所
23	介護老人福祉施設	6 /定員
24	介護老人保健施設	6 /定員
25	介護医療院	6 /定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6 /定員
27	短期入所生活介護事業所	6 /定員
28	養護老人ホーム	6 /定員
29	軽費老人ホーム	6 /定員

【詳細は別添県通知文及び県ホームページをご確認ください。】

URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00222048.html>